

公正取引委員会が入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求等を行った事例

(違反行為の通知のみを行った場合を含む)

発注機関	改善措置 要求日	入札談合等関与行為防止法の違反行為類型			
		談合の明示的な指示 (2条5項1号)	受注者に関する 意向の表明 (2条5項2号)	発注に係る秘密 情報の漏洩(えい) (2条5項3号)	特定の談合の 幫(ほう)助 (2条5項4号)
①岩見沢市	H15.1.30	○	○	○	(注2)
②新潟市	H16.7.28	—	—	○	(注2)
③日本道路公団	H17.9.29	○	—	○	(注2)
④国土交通省 (水門談合)	H19.3.8	—	○	—	(注2)
⑤防衛施設庁	(H19.6.20) (注1)	○	○	—	○
⑥緑資源機構	(H19.12.27) (注1)	○	○	—	—
⑦札幌市	H20.10.29	○	○	—	—
⑧国土交通省 北海道開発局 (車両管理業務)	H21.6.23	—	—	○	—
⑨防衛省航空自衛隊	H22.3.30	○	○	—	—
⑩青森市	H22.4.22	—	—	—	○

(注1) 本件については、当該発注機関が近く解散する予定であったこと等を踏まえ、入札談合等関与行為が認められたことの通知のみを行い、改善措置要求を行っていない。

(注2) 特定の談合の幫(ほう)助は、平成19年3月14日に施行された改正法により導入されたものである。

① 岩見沢市が発注する建設工事における事例

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示する等していた。

② 新潟市が発注する建設工事における事例

新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示する等していた。

③ 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例

日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。

また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。

④ 国土交通省が発注する水門設備工事における事例

国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、受注調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示す等していた。

⑤ 防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例

防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、割り振りを行い、その結果を窓口役のOBに直接又はその補助役のOBに伝達し、窓口役のOBは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事の指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札に指名するよう指示する等していた。

⑥ 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務において、反復的かつ継続的に、落札予定者を決定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

⑦ 札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

札幌市の職員は、札幌市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんどすべてについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑧ 国土交通省が発注する車両管理業務における事例

国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公開情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

⑨ 防衛省航空自衛隊が発注する什器類における事例

防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑩ 青森市が発注する土木一式工事における事例

青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。